

高橋しんすけ 議員報告

みんなの党 高橋伸介：1953.4.25生れ、A型。佛教大学卒。京都信用金庫に10年勤務後、染色補正技能士として京都の伝統産業に従事。市民オンブズマンを経て1999年より市議会議員。後援会組織を持たず、一切合切を一人でこなす完全ひとり選挙の手法を貫き現在3期目。行財政改革系・納税者系・オンブズマン系の市議会議員。平成22年9月よりみんなの党。



馬場から発信中
K



高橋しんすけ

検索

枚方市役所議会事務局〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 tel 072-841-1221 自宅〒573-1106 枚方市町楠葉(まちくず)2-27-6

t ut CBMKJ HGF DSA ut CBMKJ HGF Dt ut CBMKJ HGF DSA

枚方市の財政は 大丈夫なのか？

結論から申し上げますと、現在の収支ペースでは今後6年程度は何とかやっていけますが、持続的に良質な行政サービスを続けるためには早期に対策が必要と言ったところですが、長引く経済不況と少子高齢化の流れのなか、抜本的な行財政改革なしに枚方市の将来はありません。自治体の自主財源である市税等が増える見込みは極めて少ないということです。

平成十一年以降、前市長時代に財政再建団体(倒産)寸前の枚方市財政を立て直すため「行財政改革」や「構造改革アクションプラン」などの改革施策を打ち出しつつ、第2清掃工場や火葬場建設、市民病院の建て替えなど、市の長年の課題を解消してきました。その間も景気は回復することなく少子高齢化は進んでいるため、より一層の行財政改革を進めていかねばなりません。そこで枚方市の財政の現状を理解するために、今号では枚方市の決算を見ていきます。

昨年の「広報ひらかた十月号」に

二十一年度決算の概要が報告されています。見出しには「実質収支8年連続の黒字 単年度収支も3年ぶりに黒字へ」という文字が躍っています。副題には「職員数の削減や給与見直しなどで人件費が十四億二千四百万円減少」ともなっています。しかし、福祉関係の扶助費(ふじょひ)は1年間で約19億円も増加しています。人件費を毎年同程度削減しても追いついていません。おまけに市税収入全体で約30億円もの大幅な減収となりました。では、どうして黒字と表現できるのでしょうか。

「広報ひらかた十月号」では「定額給付金給付事業や経済・雇用等対策事業の実施に伴う国庫支出金、地方交付税などが増加し、歳入全体では六十億四千三百三十七万円増となりました」となっています。言葉は悪いですが、実質破綻している国のバラマキで救われた形です。しかし収入は事業の実行で支出となります。市税の減収と扶助費の増加にもかかわらず黒字となった理由がもう一つありそうです。

特例の借金で黒字へ

「広報ひらかた十月号」では全く

触れられておりませんが、議会に提出された「平成二十一年度枚方市決算審査意見書」を見ますと、このような分析がされています。

「一般会計では実質収支、単年度収支ともに黒字となっているが、これは急激な税収減への対策として、減収補てん債や臨時財政対策債の発行拡大などが講じられたことによるものである。平成二十一年度の経常収支比率が、92.8%と前年度比で1.5ポイント改善しているのは、減収補てん債(特例の穴埋め借金)及び臨時財政対策債(特例の臨時的借金)が歳入経常一般財源として扱われて算出されているからで、これらの市債(借金)を歳入経常一般財源から除いて算出した場合は99.9%となり、前年度比で1.8ポイント悪化していることに留意する必要がある」

(カッコ内は私が記入)

市民の皆さんにはこの部分を是非とも暗記していただきたいと思えます。ちなみに臨時財政対策債は42億6800万円、減収補てん債は7億2430万円、合計約50億円の残高となっています。

つまり枚方市の実際の経常収支比率が99・9%まで悪化しているという事です。経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示しています。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率であり、都市では75%〜80%未満が妥当であるとされ、80%以上は弾力性を失いつつあるとされています。枚方市の99・9%はまったく弾力性がない状態といえます。広報だけではわからない市財政の実態が少しおわかりになったかと思えます。

A

「広報ひらかた十月号」には「枚方市の財政は大丈夫？健全化判断比率からみる現状と見通し」というページもあります。この「健全化判断比率」というのは、平成十八年に北海道・夕張市の財政破綻が明らかになったことにより新たに設けられた

指標です。夕張市が自転車操業状態に陥っていた財政を短期借入金や借り換えなどを自治体決算の出納整理期間を悪用して、旧年度の会計に新年度の会計から貸して見かけ上の赤字に見せかけるなどの違法な会計操作を行っていたことが明らかになりました。この事により平成十九年六月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。財政状態を一般会計だけではなく連結ベースで把握し、いきなり財政破綻をする前に早期に財政健全化を促すことができるのが特徴です。したがって、「健全化判断比率」は、全国でもまれな財政悪化自治体が引かかる比率であり、枚方市は広報の1ページを割いて市民に知らせるような内容ではありません。広報では、「健全化判断比率は全ての項目で健全状態を維持」と誇らしく書かれています。が、「健全化判断比率」は良くて当たり前なのです。

これからの人件費削減

次に「広報ひらかた十一月号」では人件費に触れられていますので人

件費を取り上げます。この項も結論から申し上げますと、前市長時代からの行革努力により広報記載通りの人件費削減を実現しています。しかし、削減の主な内容は退職者不補充であり、給与制度そのものにメスを入れているわけではありません。今後、事業そのものの廃止や民営化を進めること、年功給ベースとなっている給与費の内容を評価制度によるメリハリある制度に変えていくことなどの対策とともに、民間並みに給与力ツトが必要です。

逆に考えますと、広報ひらかたでは「6年間で正職員587人を削減

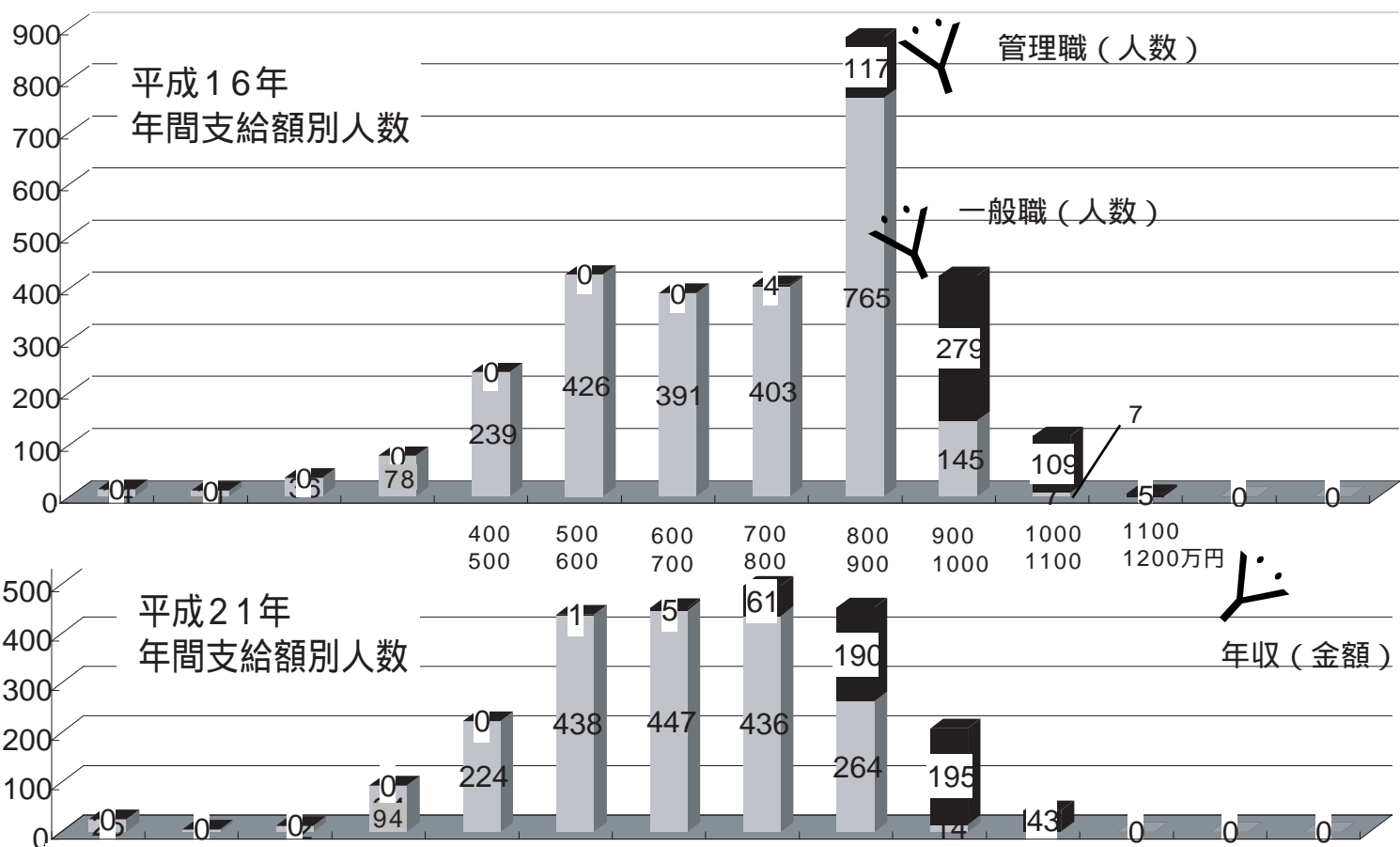
」されているにもかかわらず、行政仕事の支障があまりないのは、今までの人員は何だったのかという疑問もフツフツと感じてきます。役所全体が共済会だったのか・・・という思いは別として、これからの行財政改革が、本当に痛みの伴う本当の行革となります。公務員給与は民間と比較して、リストラの心配がない、ノルマのない職場に加え、手厚い福利厚生、確実に支給される期末手当不足のない退職金、充分な年金制度など給与以外に多くの手厚い保護があります。給与を民間並みにしても

まだまだ公務員としてのメリットはあるはず。です。

次ページのグラフは平成16年と平成21年の「年間支給額別人数表」です。平成16年度には一般職員の年収800万円から900万円の方は765人おられました。平成21年度には退職により大幅に減っているのがわかります。今までの人件費削減のポイントはここにあり。ある意味で今までの行革は退職者不補充による誰にでも出来た行革、これからは強い行革の意志を持った人による痛みを伴う改革ということになります。



■一般職員 ■管理職員



職員の1人当たり平均人件費の推移

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
職員数(人)	2,771	2,693	2,634	2,537	2,569	2,527	2,499	2,407	2,308	2,199	2,108	2,045
1人当たり人件費 (千円)	9,613	9,604	9,467	9,406	9,045	8,928	8,898	8,762	8,539	8,360	8,258	8,114
前年度との比較 (千円、%)	-	9 0.1%	137 1.4%	61 0.6%	361 3.8%	117 1.3%	30 0.3%	136 1.5%	223 2.5%	179 2.1%	101 1.2%	144 1.7%
平成11年度との比較 (千円、%)	-	9 0.1%	146 1.5%	207 2.2%	568 5.9%	685 7.1%	715 7.4%	851 8.9%	1,074 11.2%	1,253 13.0%	1,355 14.1%	1,499 15.6%

しかし人件費は人員削減だけでは
ありません。最後の表(上記)「職
員の1人当たり平均人件費の推移」
を見て下さい。広報ひらかた十一
号では、平成22年度一般会計予
算での1人当たり給与費が682万
円となっております。推移表では人件費
ですので811万です。差額の12
9万円は事業主負担分である共済費
(主に共済組合費と健康保険)です。
この共済費が民間と比べ多いので人
件費(源泉徴収票ベース)は811
万円となります。推移表を見ますと
1人当たり一千万円近かった人件費
が、職員数の削減とともに800万
円近くまでダウンしてきています。

表から読み取るべき方向性は、正
職員の少数精鋭化をはかり、給与に
メリハリをつけ、自治体の目的であ
る住民福利の向上を図ることが行政
の任務だということです。以前の小
泉内閣のスローガンである「小さく
ても仕事の出来る役所」、「民間に
出来る事は民間に」を目指すとい
うことです。

ひととあ

今回の紙面でご報告したこと以外にも、土地開発公社の実態や、幼稚園や保育所の問題、常勤職員とそうでない職員の問題、教育問題など大切な案件が幾つかありますが、紙面の関係でご報告できないことを何卒ご容赦下さい。

W

ところで昨年からは樟葉駅前が選挙状態となつています。私の地味な駅前報告が吹き飛んでしまつています。多くのチームが樟葉駅前で活動されています。逆に楠葉の有権者にとっては「多様な中からの選択」が可能なので、全国でも有権者が最も恵まれた環境ともいえます。

私のほうは知力、気力とも今までにないぐらい充実しておりますが、体力が今ひとつの状態です。駅前報告も地味ながらガンバリマス。

W

さて、昨年十一月十八日、中司前市長が無罪を主張し控訴されていましたが控訴棄却となりました。この事により中司前市長は即日最高裁に上告されました。印象に残つたのは、裁判長がこの事件について「一般的な官製談合とは言えない」と明確に述べられたことと、被告は大林組受注を容認し黙認していたと裁判所は「推認出来る」と述べられたことです。

すなわち白黒をハッキリさせなければならぬ刑事裁判で、「容認」、「黙認」、「推認」、「関与」などの曖昧な言葉により有罪としていることです。これは物証も、完璧な証言証拠もまったくないなかで刑事裁判としては非常に危険な判決であると考えます。

裁判長は最後に、一切否認されておられる中司前市長に「あなたの思いとは違つけれど、裁判所は談合に「関与した」と判断した」というようなことを述べられました。

この発言も極めて奇妙で、本来ならば一切否認している被告に対して「まったく反省もない！」などと処断すべきところを、裏を読めば「本来は逮捕起訴にあたらぬが時代が変わつた（官製談合防止法）のでやむを得んよ

！」と説諭しているかのようにも聞こえます。

とするならば刑法96条の3で起訴するのではなく、いわゆる官製談合防止法で起訴すべきであるように思います。道理の通らない判決です。

また、刑事被告人の場合は「推定無罪」の原則があつたはずで、検察主張を丸呑みで中司市長を批判し続けておられる一部の人権・平和団体の動きも今後、検察特捜の取調べのあり方や可視化など人権侵害問題として取り上げられるのか、それとも刑事被告人に対して政治的好き嫌いで活動を続けられるのか興味が尽きません。

どちらにしても中司市長は直ちに上告されましたので、今後の推移を見守るしかありませんが、被告に泣き寝入り求めているかのような不当な判決には納得できません。過去の最高裁判例から逆転判決は厳しいと推測しますが、この事件では被告に同情します。私は今まで通り、是々非々の姿勢で応援していきたいと思ひます。

W

議員のホームページや議員報告（ペーパー版）は政務調査の目的により運用しております。市政に関するご意見、ご提言、ご感想をお寄せ下さい。尚お名前やご住所は他の目的を持って使用することはありません。

くずは駅前報告～ライブ通信

（2011.1現在 632回目のご報告）

くずは駅周辺4ヶ所で朝6:30～8:30

（土日祝雨天そして用事のある日は休みです）

tut CBMKJ HGF DSAut CBMKJ

くずは駅前は既に大激戦中。ガンバリマス！